

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【公表番号】特表2018-530534(P2018-530534A)

【公表日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2018-040

【出願番号】特願2018-512945(P2018-512945)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/17 (2015.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/17 A

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 35/02

A 6 1 K 35/17 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月18日(2019.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それを必要とするヒト患者におけるWT1(ウィルムス腫瘍1)陽性多発性骨髄腫を治療するための医薬組成物であって、WT1特異的同種異系T細胞を含む同種異系細胞集団を含み、ここで、該同種異系細胞集団はインビトロにおいて、WT1ペプチドを負荷されても、1以上のWT1ペプチドを発現するように遺伝子操作されてもいない抗原提示細胞に対する重大な細胞傷害性を欠いている、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記治療が、前記同種異系細胞集団の投与に先立って、前記ヒト患者に該同種異系細胞集団とは異なる多発性骨髄腫のための療法を施すことを含み、該多発性骨髄腫が、該療法に不応性であるか、又は該療法後に再発する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

それを必要とするヒト患者におけるWT1陽性形質細胞白血病を治療するための医薬組成物であって、WT1特異的同種異系T細胞を含む同種異系細胞集団を含み、ここで、該同種異系細胞集団はインビトロにおいて、WT1ペプチドを負荷されても、1以上のWT1ペプチドを発現するように遺伝子操作されてもいない抗原提示細胞に対する重大な細胞傷害性を欠いている、前記医薬組成物。

【請求項4】

前記治療が、前記同種異系細胞集団の投与に先立って、前記ヒト患者に該同種異系細胞集団とは異なる形質細胞白血病のための療法を施すことを含み、該形質細胞白血病が、該療法に不応性であるか、又は該療法後に再発する、請求項3記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記療法が、HSCTである、請求項2又は4記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記療法が、自己HSCTである、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記治療が、前記同種異系細胞集団の第1の用量を、前記自己HSCTの日に、又は該自己HSCTから最大12週間後に投与することを含む、請求項6記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記療法が、同種異系HSCTである、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記同種異系細胞集団が、前記同種異系HSCTのドナーとは異なる第三者ドナーに由来する、請求項8記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記治療が、前記同種異系細胞集団の第1の用量を、前記同種異系HSCTの日に、又は該同種異系HSCTから最大12週間後に投与することを含む、請求項8又は9記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記同種異系細胞集団の第1の用量が、前記多発性骨髄腫の診断後12週間以内に投与される、請求項1又は2記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記同種異系細胞集団の第1の用量を、前記形質細胞白血病の診断後12週間以内に投与する、請求項3又は4記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記治療が、前記ヒト患者に前記同種異系細胞集団を投与することを含み、該同種異系細胞集団の投与が、該ヒト患者においてGvHDを何らもたらさない、請求項1～12のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記同種異系細胞集団が、前記ヒト患者と共通のHLA対立遺伝子によって拘束されている、請求項1～13のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記治療が、前記同種異系細胞集団の輸液による投与を含む、請求項1～14のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記治療が、前記ヒト患者に前記同種異系細胞集団の細胞を、1 kg当たり1回分の用量につき約 1×10^6 ～約 5×10^6 個投与することを含む、請求項1～15のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項17】

前記治療が、前記ヒト患者に前記同種異系細胞集団を投与した後に、該ヒト患者にWT1特異的同種異系T細胞を含む同種異系細胞の第2集団を投与することをさらに含み、ここで、該同種異系細胞の第2集団は、該ヒト患者と共通の異なるHLA対立遺伝子によって拘束されている、請求項1～16のいずれか1項記載の医薬組成物。